

令和7年度複写機の賃貸借及び保守単価契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり複写機の賃貸借及び保守単価契約を締結する。

（総則）

第1 この契約は、乙が、甲に、別紙「複写機仕様書（カラー複写機）」（以下「仕様書」という。）に基づき複写機の複写その他の機能の提供並びに当該機能の維持のための保守、消耗品（ドラム、トナーその他の消耗品（用紙及びステープル針を除く。）以下「消耗品等」という。）の円滑な供給及び複写機の適切な操作方法の指導を行うものとし、甲は、乙に対し、当該複写機の賃貸借及び保守料金（以下「複写料金」という。）を支払うものとする。

（契約期間）

第2 契約期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までとする。

（単価）

第3 単価は、複写片面1枚あたり

機種A	フルカラーモード	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税	円）
	モノクロモード	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税	円）
機種B	フルカラーモード	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税	円）
	モノクロモード	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税	円）

とする。

（契約保証金）

第4 契約保証金は、とする。

（設置場所等）

第5 複写機の機種、設置台数及び設置場所は、別表のとおりとする。

2 複写機の設定については、別紙仕様書に定めるところによる。

（複写料金の請求）

第6 乙は、毎月末日に、甲の承認を受けて、複写機ごとの複写枚数を算出し、当該枚数に第3に定める単価を乗じて得た額を、甲に請求するものとする。なお、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 乙の点検又は整備に伴う複写及び乙の責めに帰すべき原因による不良の複写は、前項の複写枚数に算入しないものとする。

（複写料金の支払）

第7 甲は、乙から第6第1項に定める請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により支払を遅延した場合は、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、遅延金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第8 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（複写品質の保持義務）

第9 乙は、甲に対し、常に良好な複写品質及び機能を維持しなければならない。

（複写機の保守）

第 10 乙は、甲が複写機を正常な状態で使用できるよう、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行わなければならない。

2 乙は、複写機の保守を行う専任の技術員を配置するものとし、別に指示するところにより甲に報告するものとする。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第 11 複写機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。

2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど複写機の原状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用する行為をしてはならない。

(引渡し)

第 12 乙は、甲が別に指示する場所に複写機を設置し、甲の検査を受けた後、使用できる状態にして引き渡すものとする。

2 甲は、前項の検査において複写機に契約不適合があった場合は、直ちに乙に通知するものとし、乙は、修補又は交換をした上で再度甲の検査を受けるものとする。

(違約金)

第 13 甲は、乙がこの契約を履行しなかった場合は、遅延日数に応じ、契約金額に別紙仕様書に示す年間複写見込枚数を乗じて得た金額に契約期間年数を乗じて得た金額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(保険)

第 14 乙は、複写機につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(契約不適合責任)

第 15 乙は、第 2 の契約期間中に複写機が別紙仕様書に定められた仕様に適合しないと認められる場合は、甲に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を負うものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第 16 天災事変その他の不可抗力により複写機が滅失又は毀損し使用不能となったときは、乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提供しなければならない。この場合において、当該回復措置又は当該代替品の納入に要する経費は、乙の負担とする。

2 前項の規定による回復措置又は代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。この場合において、契約の終了により生じる損害は、乙の負担とする。

(価格の改定)

第 17 甲又は乙は、経済変動その他相当の理由により、第 3 に定める単価を改定する必要がある場合は、相手方に対して 1 か月前までに文書でその旨を通知するものとし、甲、乙協議の上で単価を改定することができるものとする。

(設置場所の変更)

第 18 甲は、第 5 第 1 項の規定による複写機の設置場所を変更する必要がある場合は、あらかじめ乙に通知し、乙はこれに応ずるものとする。この場合の複写機の移動は、乙が実施する。

(機密の保持)

第 19 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲が秘密として取り扱う情報について、第三者に開示若しくは漏えい又は本契約以外の目的に使用してはならない。第 2 の契約期間が満了し、又は第 20 から第 22 まで若しくは第 26 の規定により契約を解除した場合においても同様とする。

2 乙は、契約の終了によって撤去する複写機について、当該複写機内の記録媒体の残存データを消去するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

(甲の催告による解除)

第 20 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由なく、第 12 第 2 項の修補又は交換による履行の追完を行わないとき。
- (3) 乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (4) その他乙又はその代理人が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第 21 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 複写機の設置ができないことが明らかなとき。
- (2) 複写機の設置を拒絶する意思を明確にしたとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にした場合において、残存する部分のみでは契約の目的が達成できないとき。
- (4) 第 22 の規定によらず、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店又は物品の製造の請負若しくは物品の買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供給等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(乙の解除権)

第 22 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、この契約の目的物が毀損し、使用不能となった場合は、この契約を解除することができる。

(不当介入に対する措置)

第 23 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(損害賠償)

第 24 乙は、甲が故意又は重大な過失によって複写機を毀損し、乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 乙は、前項の規定により請求する場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、甲に請求しないものとする。

3 第 20 又は第 21 の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、乙は、甲に損害賠償として、契約金額に別紙仕様書に示す年間複写見込枚数を乗じて得た金額に契約期間年数を乗じて得た金額の 100 分の 5 に相当する額を納付するものとする。

(複写機及び消耗品等の返還)

第 25 第 2 又は第 20 から第 22 まで若しくは第 26 の規定により、この契約が終了した場合は、甲は、乙に複写機及び消耗品等を速やかに返還しなければならない。

(予算の減額等による契約変更等)

第 26 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

(疑義の決定)

第 27 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県東京事務所長 高橋 孝政 印

乙 印